

## 入会規程（賛助会）

（目的）

第1条 一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会（以下「協会」という。）賛助会への入会の資格、条件、審査および手続は、この規程の定めるところによる。

（入会の資格等）

第2条 協会賛助会員（以下「会員」という。）として入会することを希望する法人または個人（以下「入会希望者」という。）は、それぞれ次の各号に掲げる資格および条件をすべて満たしていなければならない。

- ① 定款第5条第2項または定款施行細則第1条第1項の規定に適合すること。
- ② 建築物およびその関連施設を対象として、清掃、保守、機器の運転、警備等の業務に関連する資器材を生産し、販売し、または保守する業務を現に営んでいること。**又は、関連する周辺業務を現在営んでいること。（業務実績があること）**
- ③ 真摯な業務の運営を通じて業界全般の信用を高める意欲を持っていること。
- ④ 協会の会員として、協会の活動に協力する意欲を待っていること。

（入会の申込）

第3条 入会希望者は、協会正会員2名（うち1名は協会の役員であることを要する。）の推薦に基づき、次の各項に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付のうえ、協会所定の入会申込書を協会の会長あてに提出しなければならない。

- (1) 会社登記簿謄本（個人の場合は、代表者の住民票および最近の事業税納税証明書）
- (2) 事業経歴書
- (3) 誓約書（協会所定のものに限る。）
- (4) 協会正会員2名（うち1名は協会の役員であることを要する。）の推薦状
- (5) その他協会の理事会が必要と認めた書類

（理事会の承認）

第4条 協会の理事会は、次の方法により、入会希望者が第2条に定める入会の資格および条件を満たしているか否かを確認した後、入会の是非について審議したうえで、その入会を承認するものとする。

- (1) 入会希望者から提出された入会申込書および添付書類の審査
- (2) 当該入会希望者を推薦した協会役員からの推薦理由の聴取等

2 協会の理事会は、前項第1号の審査を総務友好委員会に委ねることができる。こ

の場合、総務友好委員会は、入会希望者から提出された入会申込書および添付書類を審査することによるほか、入会希望者の代表者またはその代理人および当該入会希望者を推薦した正会員に説明を求めることなどにより、それらが適正であり、かつ事実に相違ないことを確認しなければならない。

(入会金、会費等の納付)

第5条 入会の承認を得た者は、入会の承認後速やかに定款施行細則第2条に定める入会金、協力金および会費の3ヶ月分ならびにその他協会が定める会費の3ヶ月分(以下「入会金等」という。)を協会に納付しなければならない。

(入会の効力)

第6条 入会の効力は、入会の承認を得た者が前条に定める入会金等を納付した日に生ずる。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2)除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)会員が解散し、または死亡したとき。
- (2)会費を6か月以上継続して滞納したとき。

(会員資格の停止)

第10条 会費を3か月以上滞納したときは、納入があるまでの間、会員の資格を停止する。

(会費等の不返還)

第11条 退会し、または除名された会員、資格を喪失した会員が既に納入した会費、入会金その他の拠出金品は、これを返還しない。

附則

1. この規程は、2021年 4月 1日から施行する。